

令和5年度 有害鳥獣総合捕獲事業の概要

1 目的

市町長の許可により行われる有害鳥獣捕獲等について、市町が行う捕獲奨励金交付事業を支援することにより、鳥獣の捕獲を促進し、野生鳥獣による農林作物等被害の軽減を図る。

2 事業主体

市町

3 事業内容

内 容 県内農林業被害における主な有害鳥獣であるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、市町が実施する有害捕獲を促進するため、市町が捕獲者に対し捕獲奨励金の交付等を行うのに要する経費に対して補助。

森林被害における主な有害鳥獣であるニホンジカについては、狩猟による捕獲も含め、森林環境保全基金を活用して捕獲を強化し、森林被害の軽減とCO₂吸収源や水源涵養等の森林の公益的機能の保全を図る。

基準額 10,000円/頭（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）

補助率 1/2以内

予算額 115,340千円（うち森林環境保全基金51,780千円）

対 象	イノシシ	11,458頭
	ニホンジカ	10,800頭（うち森林環境保全基金10,356頭）
	ニホンザル	810頭